

ささえあい



地域のみなさんの活動や支え合い

素敵な「つながり」情報を発信します!

生活の支援につながる情報の提供を目指して!!

中央区の生活支援体制整備事業では社会資源一覧作成、整備を行っています。今回は、この活動の経緯や取組について特集します。

そもそも生活支援体制整備事業とは スタートと目的

中央区の生活支援体制整備事業は、平成30年(2018年)11月に1層・2層のコーディネーターが配置されスタートしました。

この事業は、超高齢化社会において、みなさんが1日でも長く、住み慣れた地域で生きがい・やりがいを持ちながら自分らしく暮らせるような地域を目指して、住民一人一人がお互いさまの関係で支え合いながら、まちづくりに参加する仕組みづくりをお手伝いする事業です。

社会資源情報の必要性の気づきときっかけ

高齢化社会での困りごとは、それまでできていたことが徐々にできなくなってくることから生じます。例えば**ちょっとした電球交換、庭の草むしりや手入れ、買い物・掃除や料理などの家事、除雪、日常のごみ出しや大型ごみの処理等**、不便を感じることも増えてきます。

本来はこうした課題に対し、少しずつお互いさまの精神で住民同 士が助け合いに向かうまちづくりに取り組むのが私たちの仕事ですが、 待ったなしの課題に早急に対応することも求められます。

このような中で、ある街の電気屋さんに「うちではこのような困りごとに、こう対応したよ!」というお話を伺い、「地域住民のために一肌脱ごう」という精神で、その地域で生業を立てている様々なお店や企業があることを学びました。同時に高齢者の困りごと軽減に向けて、こうした情報を取りまとめて提供できれば、さらに一部の地域のみなさんしか知らない、生活支援お役立ち情報をみんなで共有できればと思い、資源の調査を始めました。



お話を伺った 地域に根差した街の電気屋さん



現在までの 取組

◆令和2年(2020年)1月

ケアマネ連協研修会の報告を契機に中央区全体での活動に

もともとのきっかけは、宮の森大倉山地区の民児協と関係機関を中心に発行した「お出かけ情報マップ」に引 き続き、第2弾「生活お役立ち情報マップ」作成のため、地区の買い物や宅配情報を中心にした地域資源調査 として、スーパー・街の電気屋さん・水回りや清掃などのサービス資源情報の一覧を作り始めたことでした。

ちょうどこの時期に、ケアマネ連協研修があり、地域の情報ニーズアンケート調査に加えこの活動を報告したとこ ろ、このような生活支援情報は必要との認識をいただき、翌年度中央区全体で地域資源調査が始まりました。

◆ほぼ1年間で形に

翌年度4月より中央区2層3名で協議をしながら、

- 1 家電サービス(修理等を含む街の修理屋さん)
- 2 スーパー・ドラッグストアなど(食品・一般生活用品)
- 3 民間の生活支援サービス(家事、その他全般)
- 4 配食サービス
- 5 見守りサービス
- 6 各種相談窓口
- 7 ペット預かり
- 8 認知症カフェ
- 9 介護タクシー

必要と思われる各分野の調査に合わせ、掲載内容の確認、掲載の可否を一斉に取り組み、2021年3月19 日の第2回中央区第1層コーディネーター協議体において一覧表データとして皆さんに公開できました。新型コロ ナ感染症対策の時期でもあり、各サービス提供先の状況も二転三転し、取りまとめには苦労しながらの作業でし

たが、皆様の協力もいただき一つの形にできたことはよかったと思います。

◆昨年度に引き続き、1年に一度の情報クリーニング作業実施 新たな情報も! **今年度は新たに**各介護事業者の提供する生活支援サービス情報も調査し、また昨年度に引き続き掲載した サービス提供者にも再度お願いして情報の再確認を実施。情報のクリーニング作業を2022年5月の末までに終 了し、データを整備しました。

今後の 課題

◆今後の課題は以下の3つ

一つ目は、地域住民がお互いさまの関係で支え合いなが らこのようなまちづくりに参加する仕組みづくりが本来業務な ので、できれば、地域のみなさんの困りごと軽減に向けて、 地域のみなさんにも参加していただいて一部の地域のみなさ んしか知らない生活支援お役立ち情報をみんなで共有でき るような仕組みをつくることです。

二つ目は集めた情報の活用を地域の皆さんと共に考える こと、そして**三つ目**として情報を提供いただいた社会資源の みなさんとのネットワークを構築して活かすことと考えていま す。

情報をもとにできた地域MAP

第1層協議体の様子



ご存じですか?

「訪問取引お断り」ステッカー

迷惑な訪問販売にうっかり対応してしまった、断りづらいときなど「お断りステッカー 貼ってます!」と伝えてください。玄関ドアなどに見えるように貼っておくだけでOKです。 このステッカーを無視した勧誘は^{*}条例違反になります。

※「北海道消費生活条例16条1項」では不当な取引方法を禁止しています。

お求めの方は、中央区社会福祉協議会でもお渡しすることが可能です。まとまった 数量をご希望される場合は、下記申込先へ直接お問い合わせください。

★ステッカー申込先★

札幌市弁護士会消費保護委員会「お断りステッカー」係宛 fax:011-281-4823 氏名または団体名とご担当者名、送付先住所、希望枚数、配布先を明記してください。



